

障がい者自動車運転免許取得費助成 身体障がい者自動車改造費助成 について

平成31年度から、障がい者の就労など社会参加活動への推進を図ることを目的として、次の事業を開始しています。詳細については、下記までお問い合わせください。

◎障がい者自動車運転免許取得費助成

■対象者
身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳をお持ちで、普通自動車運転免許取得により社会参加が見込まれる方

■助成額
免許の取得に要した費用の一部の3分の2以内(10万円を限度)

◎身体障がい者自動車改造費助成

■対象者
身体障がい者手帳をお持ちで、就労などのため、本人または同居の親族が所有し、本人が運転する自動車の操向装置などの一部の改造を行う必要がある方
※所得制限があります。

■助成額
改造に直接要した費用(10万円を限度)

重度心身障がい者など タクシー利用券の申請について

4月1日(木)から受付を開始します。

■対象者
町内に住所があり、次のいずれかに該当する方(施設入所者は除く)
①身体障がい者手帳の交付を受けており、程度が1級または2級
②療育手帳の交付を受けており、程度がA
③精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けており、程度が1級または2級
④特定疾患医療受給者証の交付を受けている
⑤上毛町在宅寝たきり老人等介護手当支給条例の規定により定める寝たきり老人など

■事業内容
タクシー初乗料金相当額を助成するための利用券を交付します。

■交付枚数
一月あたり2枚(人工透析治療を受けているじん臓機能障がい1級の方は4枚)
申請月から年度末までの利用券を一括で交付します。

■申請書類
①印鑑
②対象者であることが分かるもの(身体障がい者手帳など)

●問い合わせ先
長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3188(内線166)

上毛町ブロック塀等撤去費補助金 のお知らせ

地震による倒壊の恐れがあるブロック塀などの撤去費用の一部を助成します。

■対象となる工事
①避難路などの道路に面する高さが1メートル以上のブロック塀など
②診断の結果、町が危険と判断したもの

■助成金額
撤去工事費の3分の2(ただし16万円を限度)
※補助金を希望する場合は、町との事前協議が必要です。
※撤去後、ブロック塀を再築する場合は建築基準法、その他関係法令の遵守が必要です。

上毛町老朽危険家屋等除却 促進事業補助金のお知らせ

老朽化して危険度の高い空き家などの除却費用の一部を助成します。

■対象となる工事
①周辺の住環境などを悪化させ放置されているもの
②木造若しくは軽量鉄骨造の建築物
③老朽度の判定の結果、基準を満たしたもの
④補助を受ける目的で故意に破損させたものでないこと

■助成金額
撤去工事費の2分の1(ただし50万円を限度)
※補助金を希望する場合は、町との事前協議が必要です。

●問い合わせ先
住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線142)

共同墓地整備事業費補助金 のお知らせ

自治会や墓地管理組合が管理する共同墓地について、適正な維持管理のために行う墓地内の通路や法面などの整備または補修費用の一部を補助します。

ただし、事前に現場を確認しますので、事業の着手前に住民課へご連絡ください。

■対象となる墓地
世帯の異なる墓が2基以上連坦しているもので、地域で管理運営を行っているもの

■補助対象事業
①墓地内の通路や法面などの整備または補修事業
②その他墓地内の環境保全に関する事業

■補助金額
事業費の2分の1相当(上限額:30万円)
※補助金の総額が予算額に達した時点で受付終了となります。

●問い合わせ先
住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線143)

固定資産税についてのお知らせ

◎縦覧制度について

この制度は、固定資産税の納税者自身が固定資産の価格が適正であるかどうかを確認するために、他の土地・家屋の価格と比較ができるように行われるものです。

■縦覧期間 4月1日(木)～5月31日(月)
8:30～17:15(土・日・祝日を除く)

■縦覧場所 税務課
■縦覧できるもの
土地価格等縦覧帳簿:所在地番、地目、地積、評価額
家屋価格等縦覧帳簿:所在地、家屋番号、用途、構造、床面積、評価額

■縦覧できる人
土地または家屋の固定資産税納税者、納税管理人、納税者から委任された人
※委任された人は本人確認ができるものと委任状をお持ちください。

◎土地の地目変更などについて

令和3年度における固定資産税は、令和3年1月1日現在の状況により課税されますので、令和2年中に土地の地目や地積が変更となった場合は、変更後の内容により課税されることとなります。

特に、**農地(田・畑)**や**山林**から、**宅地**や**雑種地**に地目が**変更となる**場合は、課税の基礎となる評価額が高くなるため、固定資産税の額も上がることとなりますのでご注意ください。
※**農地の転用許可を受けた場合や、太陽光発電設備の用地は雑種地または宅地での評価となります。**

●問い合わせ先
税務課 税務係 TEL 72-3113(内線137)

【幼児教育・保育無償化】 認可外保育施設等を利用する方の手続きについて

無償化の対象になるためには、事前に「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。
上毛町在住の認可外保育施設、幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の一時預かり事業、病児・病後児保育事業利用者は「施設等利用給付認定」の申請をしてください。

■無償化の対象者と範囲

次の(1)～(3)をすべて満たし施設等利用給付認定を受けた場合は、利用料が上限の範囲内で無償となります。
[条件(1)] 認可保育所、認定こども園(保育園部分)、地域型保育事業、企業主導型保育事業を利用していない。
[条件(2)] **3歳になった日から最初の3月31日を経過した**小学校就学前子ども、または、**市町村民税非課税世帯かつ0歳～3歳になった日から最初の3月31日までの間にある**子ども。
[条件(3)] 保護者のいずれも就労等の「**保育の必要性**」がある。

子どもの年齢	施設等利用給付認定を受けるための要件	無償化の上限額
3～5歳児クラス	保育の必要性があること	37,000円/月
0～2歳児クラス	市町村民税非課税世帯 かつ保育の必要性があること	42,000円/月

※通園送迎費、行事費、延長保育料などは保護者負担となります。

■対象施設・事業 認可外保育施設、幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の一時預かり事業、病児・病後児事業
■申込み 認定希望月の前月1日～末日まで(土曜・日曜、祝日を除く)に申請書類を直接子ども未来課へ提出してください。また、申請書類は子ども未来課で配布しています。

●申請・問い合わせ先 子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3127(内線227)

軽自動車税(種別割)の減免について

身体や精神に障がいのある方が使用する軽自動車などで、一定の要件に該当する場合は、納税義務者の申請により軽自動車税(種別割)が減免になります。

■対象となる車両
●障がい有する方が所有する軽自動車
●障がい有する方のために運転する軽自動車(生計同一の方)
※障がいの等級によっては減免の対象にならない場合があります。

■申請に必要なもの
●身体障害者手帳等(障がいの等級が確認できる書類)
●運転免許証(運転する方のもの)
●車検証(車検が必要な車両の場合)
●納税義務者の個人番号(マイナンバー)が確認できるもの

■申請期限 5月31日(月)まで
※申請は、毎年必要ですのでご注意ください。

●申請・問い合わせ先
税務課 税務係 TEL 72-3113(内線136)

普通自動車(自動車税)の減免については、下記の問い合わせ先までご確認ください。

●申請・問い合わせ先
行橋県税事務所 総務課 TEL 0930-23-2216

※減免の対象となる車両は、障がい有する方1人につき軽自動車と普通自動車を合わせて1台に限ります。

